

事業所名 すみだステップハウスおおぞら にじの子(放デイ) 支援プログラム 作成日 7年 2月 28日

法人(事業所)理念	<p>1 私たちは、利用者の人権を尊重し、利用者本位の福祉サービスを提供します。(顧客指向を第一に、利用者一人ひとりの人格を尊重した、質の高いサービスを行います。)</p> <p>2 私たちは、事業団の有する資源を効率的・効果的に活用し、福祉サービスの充実を図ります。(経営資源「ヒト、モノ、カネ」を有効に活用します。とりわけ、対人サービスの要である多様なエキスパート人材を育成し、活用します。)</p> <p>3 私たちは、地域福祉の向上に貢献します。(地域社会での福祉を担う役割が高まる中で、これまでの実績を踏まえ、公共的立場から地域とともに活動し、地域社会の信頼を確保します。)</p>						
支援方針	<p>心身に障害又は発達遅れやその心配のある就学前の乳幼児及び小学校3年生までの学齢児とその保護者を対象に、発達支援・日常生活支援等の療育を早期から実施することを目的とし、一人ひとりの子どもが自立に必要な能力を育て、子どもが家庭や社会でいきいきと生活ができるよう支援します。また、保護者に対し、必要な知識や育児方法の指導・援助を行うとともに、障害をもった子どもをめぐる環境の整備に努めます。</p>						
営業時間	9時	0分から	17時	0分まで	送迎実施の有無	なし	
支 援 内 容							
本人支援	健康・生活	<p>○健康で安全な生活環境を持てるよう保護者と話し合い対応について検討します。</p> <p>○発達年齢に応じた身辺自立について保護者と話し合い対応について検討します。</p> <p>○医療相談では、児童精神科・小児神経科・整形外科、摂食相談(歯科)の非常勤医師が健康面や発達、行動の特徴に合わせて指導や相談を行います。</p>					
	運動・感覚	<p>○運動機能や感覚機能、感覚の特性(過敏や鈍麻)に対する環境調整等について保護者と話し合い対応について検討します。</p> <p>○身体を使った運動遊びの機会を提供し、姿勢と運動・動作の基本的技能の向上、手指を使う機会や道具の操作の経験を重ね巧緻性の向上に繋がります。</p>					
	認知・行動	<p>○認知や行動の特性、学校生活や生活面での困りごと、こだわり等についても保護者と話し合い対応について検討します。</p> <p>○認知・行動面に課題のあるお子さんには、感情や行動の調整、環境調整について保護者と話し合い対応について検討します。</p>					
	言語 コミュニケーション	<p>○子どもが安心して自分の思いを相手に伝えたり、困った時の援助要請など状況に応じた表現の力を伸ばせるよう保護者と話し合い対応について検討します。</p> <p>○子どもに合ったコミュニケーションの方法を考え、言葉への興味や相手に伝える意欲が育つよう保護者と話し合い対応について検討します。</p> <p>○構音や吃音についての評価を行い、必要に応じて、構音訓練の実施や言語環境の調整等を行うことで、構音の改善や吃音の緩和を図ります。</p>					
	人間関係 社会性	<p>○指示に合わせて行動する、自分や他者の感情に気付く、情動をコントロールするなど他者との適切な関わり方を獲得できるよう保護者と話し合い対応について検討します。</p> <p>○「できる・やりたい」という自信や意欲を伸ばし、学校生活の中で安心して自分の力を発揮できるよう保護者と話し合い対応について検討します。</p>					
家族支援	<p>○個別療育に親子で参加し、活動後に一緒に振り返り話し合う時間を設けています。課題のねらいや取り組みの様子を確認し、発達の特性に合わせた対応法や関わり方を助言し、親子の安定した関係を築けるよう支援します。</p> <p>○保護者同士が交流する機会を設け、子育てに関する情報交換ができるようサポートします。</p>	移行支援	<p>○学校、学童保育など関係機関との情報共有や連携を図ります。</p>				
地域支援・地域連携	<p>○学校、各事業所や各行政機関と必要に応じて連絡調整し連携を図ります。</p> <p>○学校や事業所等の職員の見学を積極的に受け入れ地域支援を行います。</p>	職員の質の向上	<p>事業所内外の研修への参加をととして職員の資質の向上に努めます。</p> <p>○事業所内研修(新人職員研修/虐待防止研修/感染症対策訓練・研修/事故防止・安全対策研修等)</p> <p>○外部研修(東社協職層研修、各種研修等)、他施設見学への参加</p>				
主な行事等	<p>○保護者交流会、保護者教室、保護者勉強会などは対象が学齢児の場合は参加できます。</p> <p>○おおぞらまつり、総合防災訓練</p>					※学齢児療育は年間で最大4回の実施となっています。	